

健全化判断比率および資金不足比率の概要

1 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の概要

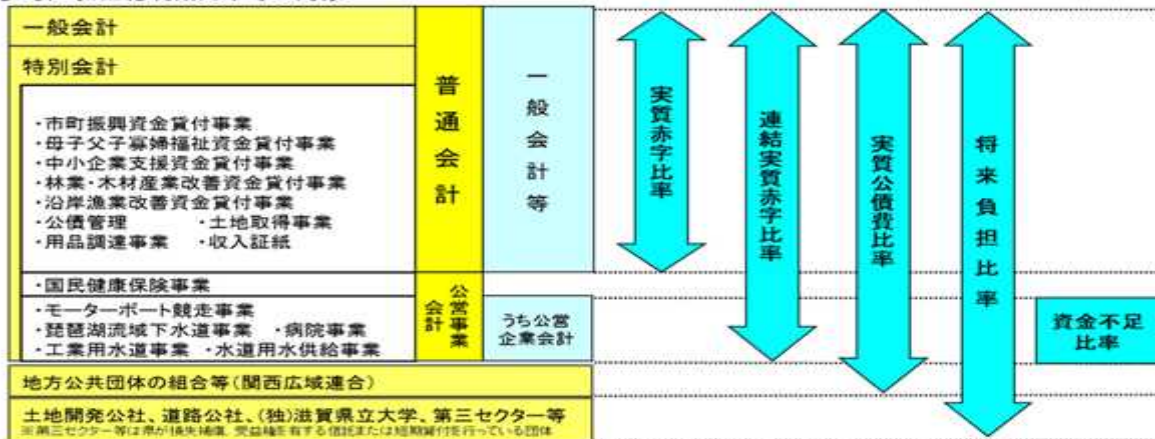
(1) 目的

財政の健全化に関する比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率)の公表の制度を設け、その比率に応じて、「財政の早期健全化および財政の再生」ならびに「公営企業の経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図る。

(2) 施行時期

- ・健全化判断比率の公表 平成20年度(平成19年度決算)から適用
- ・財政健全化計画の策定等 平成21年度(平成20年度決算)から適用

(参考) 健全化判断比率等の対象



2 令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率

	R4比率	R3比率	<参考> 早期健全化基準	<参考> 財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	3.75%	5.0%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15.0%
(3) 実質公債費比率	10.9%	10.4%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	185.8%	183.4%	400.0%	—
(5) 資金不足比率			<参考> 経営健全化基準	
モーターボート競走事業	—	—	20.0%	—
琵琶湖流域下水道事業	—	—		
病院事業	—	—		
工業用水道事業	—	—		
水道用水供給事業	—	—		

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」としている。

※資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」としている。

※早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画の策定が必要となる。

※財政再生基準以上の場合は、財政再生計画の策定が必要となる。また、計画について、総務大臣の同意を得ていない場合は、災害復旧事業債を除き起債を制限される。

(1) 実質赤字比率

『一般会計等の実質赤字額』の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額	▲ 1,050		
標準財政規模	346,850	=	—

※実質収支額が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

『全会計の実質赤字額(または資金不足額)』の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額	▲32,533		
標準財政規模	346,850	=	—

※連結実質赤字額は、一般会計等、国民健康保険事業、モーターボート競走事業、琵琶湖流域下水道事業、病院事業、工業用水道事業、水道用水供給事業の実質収支額または資金不足額を基に算定している。

※連結実質収支額が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

(3) 実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等(準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率(令和2年度～令和4年度の3カ年平均)

実質公債費 ^① (地方債元利償還金+準元利償還金) - ①に係る普通交付税算入額		=	10.9%
標準財政規模	-	①に係る普通交付税算入額	

	4年度決算	3年度決算	2年度決算	
実質公債費	35,114	32,520	29,954	
標準財政規模	297,929	304,019	286,829	(3カ年平均)
実質公債費比率(単年度)	11.79%	10.70%	10.44%	⇒ 10.9%

※実質公債費および標準財政規模は、普通交付税算入額控除後の額である。

※令和2年度実質公債費比率は10.5%、令和3年度実質公債費比率は10.4%である。

[単位:百万円]

(4) 将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率

将来負担額① 1,293,798	－ 充当可能財源等② 740,227	= 185.8%
標準財政規模 346,850		－ 元利償還金に係る普通交付税算入額 48,921

将来負担額 ①

	将来負担額	構成比	備 考
①地 方 債 現 在 高	1,097,425	84.8%	一般会計等の令和4年度末残高
うち 臨 時 財 政 対 策 債	436,303	33.7%	
②債務負担行為に基づく支出予定額	48,312	3.8%	地方財政法5条経費に係る分を算入
③公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	36,451	2.8%	公営企業債の償還に係る一般会計からの繰入見込額
④地方公共団体の組合等(関西広域連合)に係る負担見込額	0	0.0%	関西広域連合に係る地方債の償還および連結実質赤字額に対する負担見込額
⑤ 退 職 手 当 負 担 見 込 額	110,177	8.5%	対象職員全員が、年度末に自己都合により退職した場合の額を算入
⑥設立法人の負債額等負担見込額	1,433	0.1%	
道 路 公 社	—	—	借入金残高および将来収支不足額が道路事業損失補てん引当金を上回る場合に算入
土 地 開 発 公 社	—	—	県以外からの借入金の実質的な資産の額を上回る場合に算入
滋賀県立大学(地方独立行政法人)	—	—	繰越欠損金がある場合に算入
第 三 セ ク タ ー 等	1,433	0.1%	
滋 賀 食 肉 公 社	1,385	0.1%	1,538百万円× 90%
滋 賀 食 肉 市 場	48	0.0%	160百万円× 30%
そ の 他	—	—	滋賀県信用保証協会に係る損失補償
合 計	1,293,798	100.0%	

※第三セクターの備考欄の記述のうち、滋賀食肉公社は「県の損失補償付債務残高×県の将来負担見込率」を、滋賀食肉市場は「特定短期貸付金(いわゆるオーバーナイト)等×県の将来負担見込率」を表す。

充当可能財源等 ②

	充当可能額	備 考
①充 当 可 能 基 金 額	101,249	地方債の償還等に充当可能な基金の総額(32基金)
②充 当 可 能 特 定 財 源	4,144	地方債を財源とする貸付金の元利償還金、公営住宅使用料等
③普通交付税算入見込額	634,834	地方債現在高に係る今後の普通交付税算入見込額
合 計	740,227	

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

(参考: 資金剰余額)

$$\text{(法適用企業)} = \frac{\text{資金不足額 (流動負債 - 流動資産)}}{\text{事業規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$$

モーターボート	8,175
琵琶湖流域下水	2,335
病院	5,606
工業用水	5,006
水道用水	7,809